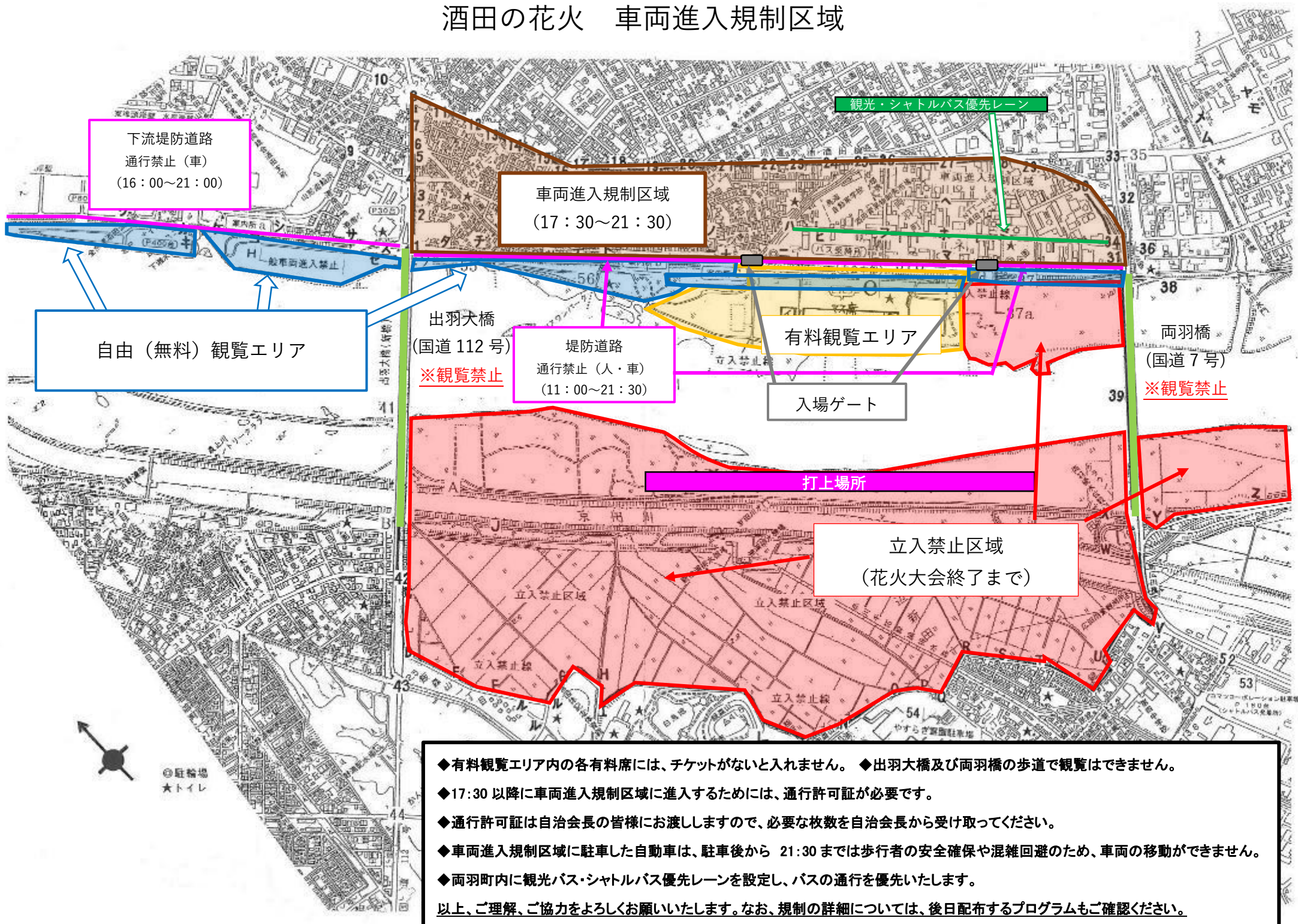


酒田の花火 車両進入規制区域



- ◆有料観覧エリア内の各有料席には、チケットがないと入れません。 ◆出羽大橋及び両羽橋の歩道で観覧はできません。
 - ◆17:30 以降に車両進入規制区域に進入するためには、通行許可証が必要です。
 - ◆通行許可証は自治会長の皆様にお渡ししますので、必要な枚数を自治会長から受け取ってください。
 - ◆車両進入規制区域に駐車した自動車は、駐車後から 21:30 までは歩行者の安全確保や混雑回避のため、車両の移動ができません。
 - ◆両羽町内に観光バス・シャトルバス優先レーンを設定し、バスの通行を優先いたします。
- 以上、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。なお、規制の詳細については、後日配布するプログラムもご確認ください。